

# 保 育 事 業 の 概 要

清瀬市

# 1. 保育施設数・定員数・待機児童数の状況 (各年度4/1現在の数値)

## (1) 保育施設数の推移

単位：園

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公立	8	8	6	6	6	5
私立	5	7	8	10	12	16
合計	13	15	14	16	18	21

公立		私立	
1	第1保育園	12	清瀬上宮保育園
2	第3保育園	13	のしお保育園
3	第7保育園	14	中清戸保育園
4	乳児保育園	15	すみれ保育園(分園含む)
公設民営		16	きよせ保育園(分園含む)
5	駅前乳児保育園	17	せせらぎ保育園
認定こども園		18	清瀬どろんこ保育園
6	認定こども園ひかり	19	のしお一丁目保育園
地域型保育施設		20	メリーポピンズ清瀬ルーム
7	ピッコロルーム	21	中里どろんこ保育園
8	ゆりかごファーストスクール		
9	ちゃいんど保育園		
10	あいあいちびっこルーム		
11	なかよし保育園		

## (2) 定員数の推移

単位：人

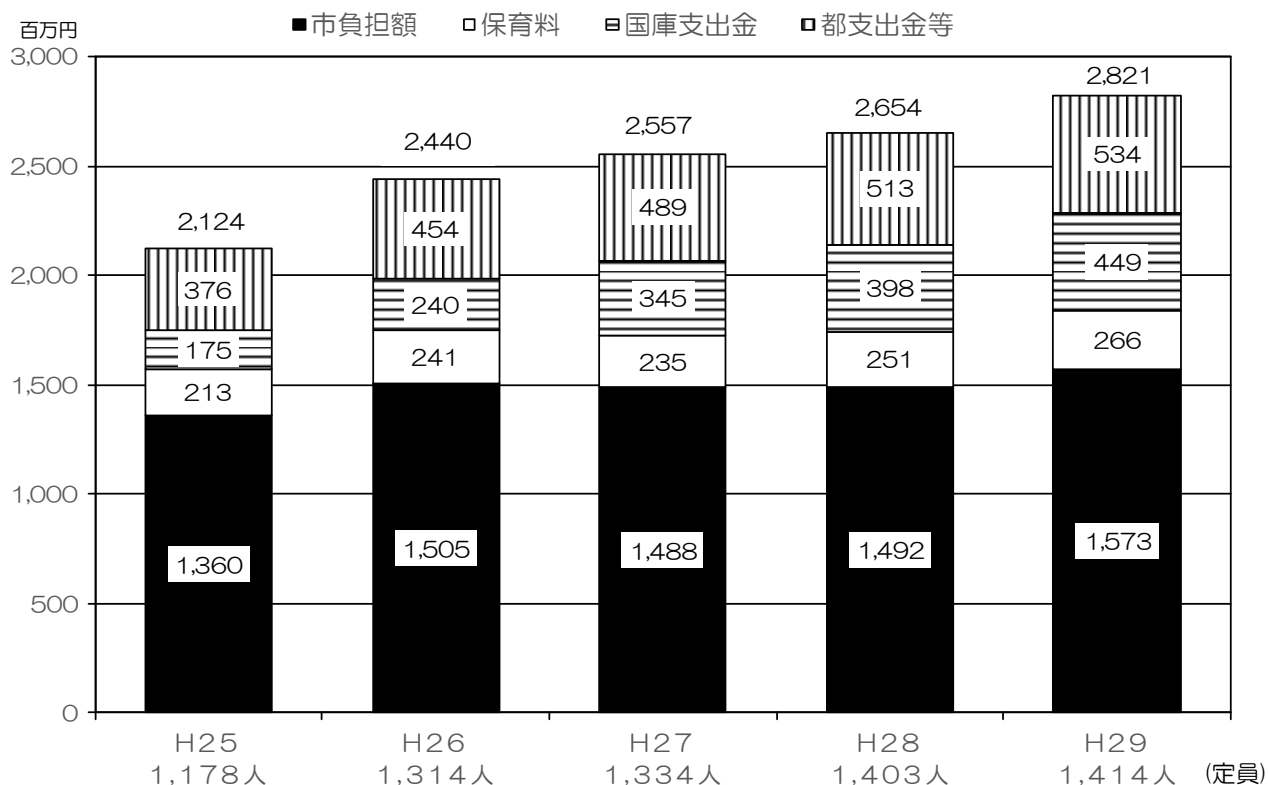
年齢	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0歳	92	119	132	138	141	144
1歳	170	194	207	222	234	257
2歳	208	228	241	259	273	298
3歳	232	250	243	253	247	247
4歳	237	260	254	264	258	258
5歳	239	263	257	267	261	261
合計	1,178	1,314	1,334	1,403	1,414	1,465

## (3) 待機児童数の推移

単位：人

年齢	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0歳	2	2	1	13	2	2
1歳	27	16	38	11	25	33
2歳	20	19	4	19	2	4
3歳	2	3	1	0	4	5
4・5歳	1	0	1	1	0	0
合計	52	40	45	44	33	44

## 2. 清瀬市の認可保育園運営費の状況



## 3. 支給認定区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育の必要量		利用できる施設
			教育標準時間	保育標準時間	
1号認定	3～5歳	なし (教育のみ)	教育標準時間	4時間	認定こども園、幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間	11時間	認定こども園、保育園
			保育短時間	8時間	
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間	11時間	認定こども園、保育園、 地域型保育施設
			保育短時間	8時間	認定こども園、保育園、 地域型保育施設

## 4. 清瀬市と国の保育料基準額表の比較

### 教育標準時間認定の子ども（1号認定）

【国】

単位：円

階層	課税状態	保育料
第1	生活保護世帯	0
第2	市民税非課税世帯	3,000
第3	所得割課税額 77,100円以下	10,100
第4	所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	20,500
第5	所得割課税額 211,201円以上	25,700

【市】

単位：円

階層	課税状態	保育料
A	生活保護世帯	0
B	市民税非課税及び均等割のみの世帯	3,000
C	第1 所得割課税額 77,100円以下	10,100
	第2 所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	20,500
	第3 所得割課税額 211,201円以上	25,700

### 保育認定の子ども（2号・3号認定）（例：3歳未満児「第1子」）

【国】

単位：円

階層	課税状態	保育料
第1	生活保護世帯	0
第2	市民税非課税世帯	9,000
第3	所得割課税額 48,600円未満	19,500
第4	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	30,000
—	所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	30,000
第5	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	44,500
第6	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	61,000
第7	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	80,000
第8	所得割課税額 397,000円以上	104,000

【市】

単位：円

階層	課税状態	保育料
A	生活保護世帯	0
B	市民税非課税世帯	0
C	市民税均等割課税世帯	4,000
	所得割課税額 10,000円未満	4,900
D	10,000円以上 13,400円未満	5,600
	第1 13,400円以上 16,000円未満	7,000
	第2 16,000円以上 20,400円未満	8,600
	第3 20,400円以上 36,000円未満	10,500
	第4 36,000円以上 48,600円未満	13,900
	第5-1 48,600円以上 57,700円未満	19,100
	第5-2 57,700円以上 66,000円未満	19,100
	第6 66,000円以上 97,000円未満	24,200
	第7 97,000円以上 121,200円未満	29,400
	第8 121,200円以上 150,000円未満	30,200
	第9 150,000円以上 186,000円未満	34,500
	第10 186,000円以上 222,000円未満	35,400
	第11 222,000円以上 264,000円未満	40,500
	第12 264,000円以上 301,000円未満	43,800
	第13 301,000円以上 324,000円未満	44,700
	第14 324,000円以上 354,000円未満	47,800
	第15 354,000円以上 397,000円未満	48,600
	第16 397,000円以上 415,400円未満	52,100
	第17 415,400円以上 445,000円未満	52,600
	第18 445,000円以上 475,400円未満	53,100
	第19 475,400円以上 505,400円未満	53,900
第20 505,400円以上 535,400円未満	54,600	
第21 535,400円以上	55,300	

## 5. 保育料適正化の主なポイント

### ① 平成25年度（前回）の使用料審議会答申の内容

- 国の保育料基準額に対する清瀬市の保育料基準額の割合である徴収割合（以下「徴収割合」という。）について、多摩地域26市（以下「26市」という。）の平均値を適正值として検討した。
- 所得階層について、26市の平均は23階層であったが、応能負担の適正化を図ることから、22階層から26階層とした。
- 保育料改定率について、応能負担を基本的な考え方とし、所得の低い階層は据え置き、中間層は均等、高い階層は所得に応じて改定率に差を設けた。
- 年齢区分について、応益負担の観点から、引き続き「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分とした。
- 固定資産税付加徴収金について、固定資産税課税世帯の負担軽減から、引き続き付加徴収は実施しないこととした。
- 現行の保育料基準額表をベースに検討したことから、所得階層幅や保育料設定額に規則性がないなどの課題を是正するまでに至らなかったため、今後の保育料適正化にあたっては、基準額表の抜本的な見直しについて検討されることが望ましいという意見が付された。

### ② 徴収割合

#### 【1号認定】

- 保育料基準額表について、清瀬市は国の保育料基準額表を採用
- 26市のうち国の保育料基準額表を採用している自治体は19市（清瀬市を含む）
- 東京都の制度である保護者負担軽減による補助を実施

#### 【2・3号認定】

- 自治体によって所得階層区分や保育料は異なるため、比較が困難であることから、徴収割合は自治体間の比較において、ひとつの目安となる。
- 保育施設に通う対象世帯は毎年度異なることから、改定における試算対象年度の世帯所得における特徴の影響を受けやすい。

#### 【参考：清瀬市と26市の比較】

単位：％

	H27	H28	H29
清瀬市 (A)	47.3	50.1	48.6
26市平均 (B)	48.8	49.6	49.7
差引 (A) - (B)	△1.5	+0.5	△1.1

### ③ 所得階層

- 収入等から、世帯の支払能力に応じて負担する応能負担の適正化を図る。

#### 【2・3号認定】

- 国は9階層（清瀬市は26の階層があり、26市中8番目に多い）
- 26市の平均は23階層
- 26市の階層で最小は13階層、最大は33階層

#### ④ 年齢区分

□年齢が低いほど保育人数に対する職員配置数の割合が高いことから、費用が高くなる傾向にあることため、利用したサービスに応じて負担する応益負担の適正化を図る。

【2・3号認定】

□国は「3歳未満児」「3歳以上児」2区分

□清瀬市は「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分

□26市の状況

- ・2区分：20市
- ・3区分：4市（清瀬市を含む）
- ・4区分：2市（0歳児、1・2歳児、3歳児、4歳以上児）

#### ⑤ 年少扶養控除等のみなし適用

□年少扶養控除とは、納税者世帯に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される所得控除。

□子ども手当等の導入に伴い、平成22年度の国における税制改正により廃止。所得税については平成23年度分から、住民税については平成24年度分から廃止となった。

□国では、医療や福祉制度等に関する負担に影響が生じることがないように年少扶養控除等のみなし適用により税額を調整してきたが、保育料については、平成27年度から年少扶養控除等のみなし適用の廃止にあわせ、国の保育料基準額表の見直しを図った。

□清瀬市は年少扶養控除等のみなし適用（19歳未満）を実施

□26市のうち年少扶養控除等のみなし適用を実施している自治体は4市（清瀬市を含む）

#### ⑥ 多子軽減

□国は、保護者負担軽減の観点から、第2子は第1子の保育料の1/2、第3子以降については無料としており、住民税非課税世帯については、第2子以降は無料としている。

□清瀬市は上記取り扱いのほか、独自の取り組みとして平成31年度までの間は年収360万円未満世帯の第2子保育料を無料としている。

#### ⑦ 国の幼児教育無償化

□3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。

□0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

□2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

清瀬市保育園運営費徴収金基準額表（保育標準時間）

各月初日の入所児童の所属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）									
			3歳未満児			3歳児			4歳以上児			
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C階層	第1階層	均等割のみの世帯	4,000 (2,000)	0	0	3,300 (1,650)	0	0	3,300 (1,650)	0	0	0
	第2階層	1円以上 10,000円未満	4,900 (2,450)	0	0	4,200 (2,100)	0	0	4,200 (2,100)	0	0	0
	第3階層	10,000円以上 13,400円未満	5,600 (2,800)	0	0	4,900 (2,450)	0	0	4,900 (2,450)	0	0	0
D階層	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯	第1階層	13,400円以上 16,000円未満	7,000 (3,500)	0	0	6,500 (3,250)	0	0	6,500 (3,250)	0	0
		第2階層	16,000円以上 20,400円未満	8,600 (4,300)	0	0	8,200 (4,100)	0	0	7,900 (3,950)	0	0
		第3階層	20,400円以上 36,000円未満	10,500 (5,250)	0	0	10,300 (5,150)	0	0	8,800 (4,400)	0	0
		第4階層	36,000円以上 48,600円未満	13,900 (6,950)	0	0	12,000 (6,000)	0	0	9,700 (4,850)	0	0
		第5階層①	48,600円以上 57,700円未満	19,100 (9,000)	0	0	13,100 (6,000)	0	0	10,300 (5,150)	0	0
		第5階層②	57,700円以上 66,000円未満	19,100 (9,000)	9,550 (0)	0	13,100 (6,000)	6,550 (0)	0	10,300 (5,150)	5,150 (0)	0
		第6階層	66,000円以上 97,000円未満	24,200 (9,000)	12,100 (0)	0	15,800 (6,000)	7,900 (0)	0	11,700 (5,850)	5,850 (0)	0
		第7階層	97,000円以上 121,200円未満	29,400	14,700	0	17,800	8,900	0	14,800	7,400	0
		第8階層	121,200円以上 150,000円未満	30,200	15,100	0	18,300	9,150	0	15,300	7,650	0
		第9階層	150,000円以上 186,000円未満	34,500	17,250	0	20,300	10,150	0	16,500	8,250	0
		第10階層	186,000円以上 222,000円未満	35,400	17,700	0	20,900	10,450	0	17,000	8,500	0
		第11階層	222,000円以上 264,000円未満	40,500	20,250	0	23,800	11,900	0	19,200	9,600	0
		第12階層	264,000円以上 301,000円未満	43,800	21,900	0	25,900	12,950	0	21,400	10,700	0
		第13階層	301,000円以上 324,000円未満	44,700	22,350	0	26,700	13,350	0	22,300	11,150	0
		第14階層	324,000円以上 354,000円未満	47,800	23,900	0	28,800	14,400	0	22,800	11,400	0
		第15階層	354,000円以上 397,000円未満	48,600	24,300	0	29,600	14,800	0	23,600	11,800	0
		第16階層	397,000円以上 415,400円未満	52,100	26,050	0	32,000	16,000	0	26,400	13,200	0
		第17階層	415,400円以上 445,000円未満	52,600	26,300	0	32,400	16,200	0	26,700	13,350	0
		第18階層	445,000円以上 475,400円未満	53,100	26,550	0	32,900	16,450	0	27,200	13,600	0
		第19階層	475,400円以上 505,400円未満	53,900	26,950	0	33,600	16,800	0	28,000	14,000	0
		第20階層	505,400円以上 535,400円未満	54,600	27,300	0	34,100	17,050	0	28,300	14,150	0
第21階層	535,400円以上	55,300	27,650	0	34,500	17,250	0	28,600	14,300	0		

備考

- この表の「3歳未満児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による保育の実施がとられた日（以下「保育実施日」という。）の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においてもその年度中に限り3歳未満児とみなす。
- この表の「3歳児」とは、保育実施日の属する年度の初日の前日において4歳に達していない児童（3歳未満児を除く。）をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においてもその年度中に限り3歳児とみなす。
- 市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯においてひとり親世帯等に該当する世帯については、同階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。
- 支給認定保護者と同一の世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担の月額、第1子（当該支給認定子どものうち、最年長のものをいう。）については、この表に掲げる第1子の金額、第2子（当該支給認定子どものうち、第1子を除く最年長の者をいう。）については、この表に掲げる第2子の金額、第1子及び第2子以外の子どもについては第3子以降の金額とする。
- 支給認定保護者と同一の世帯に属する支給認定子ども及び次の各号に該当する子どもがいる場合の利用者負担の月額は、これらの者のうち最年長のものが支給認定子どもであるときは、この表に掲げる第1子の金額、第1子を除く最年長の者が支給認定子どもであるときは、この表に掲げる第2子の金額、第1子及び第2子以外の子どもについては、第3子以降の金額とする。  
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども  
 (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に在籍する子ども  
 (3) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども  
 (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に在籍する小学校就学前子ども  
 (5) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満（当該世帯がひとり親世帯等の場合は、77,101円未満）の場合における特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。）
- この表のC階層の第1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C階層及びD階層における「市民税所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用しないものとする。
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、備考第6項により計算された税額を調整するものとする。

各月初日の入所児童の所属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）											
		3歳未満児			3歳児			4歳以上児					
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降			
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯												
B階層	市町村民税非課税世帯												
C階層	第1階層	均等割のみの世帯		3,900 (1,950)	0	0	3,200 (1,600)	0	0	3,200 (1,600)	0	0	
	第2階層	1円以上	10,000円未満	4,800 (2,400)	0	0	4,100 (2,050)	0	0	4,100 (2,050)	0	0	
	第3階層	10,000円以上	13,400円未満	5,500 (2,750)	0	0	4,800 (2,400)	0	0	4,800 (2,400)	0	0	
D階層	市民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯	第1階層	13,400円以上	16,000円未満	6,900 (3,450)	0	0	6,400 (3,200)	0	0	6,400 (3,200)	0	0
		第2階層	16,000円以上	20,400円未満	8,400 (4,200)	0	0	8,000 (4,000)	0	0	7,700 (3,850)	0	0
		第3階層	20,400円以上	36,000円未満	10,300 (5,150)	0	0	10,100 (5,050)	0	0	8,600 (4,300)	0	0
		第4階層	36,000円以上	48,600円未満	13,600 (6,800)	0	0	11,800 (5,900)	0	0	9,500 (4,750)	0	0
		第5階層①	48,600円以上	57,700円未満	18,700 (9,000)	0	0	12,800 (6,000)	0	0	10,100 (5,050)	0	0
		第5階層②	57,700円以上	66,000円未満	18,700 (9,000)	9,350 (0)	0	12,800 (6,000)	6,400 (0)	0	10,100 (5,050)	5,050 (0)	0
		第6階層	66,000円以上	97,000円未満	23,700 (9,000)	11,850 (0)	0	15,500 (6,000)	7,750 (0)	0	11,500 (5,750)	5,750 (0)	0
		第7階層	97,000円以上	121,200円未満	28,800	14,400	0	17,400	8,700	0	14,500	7,250	0
		第8階層	121,200円以上	150,000円未満	29,600	14,800	0	17,900	8,950	0	15,000	7,500	0
		第9階層	150,000円以上	186,000円未満	33,800	16,900	0	19,900	9,950	0	16,200	8,100	0
		第10階層	186,000円以上	222,000円未満	34,700	17,350	0	20,500	10,250	0	16,700	8,350	0
		第11階層	222,000円以上	264,000円未満	39,700	19,850	0	23,300	11,650	0	18,800	9,400	0
		第12階層	264,000円以上	301,000円未満	42,900	21,450	0	25,400	12,700	0	21,000	10,500	0
		第13階層	301,000円以上	324,000円未満	43,800	21,900	0	26,200	13,100	0	21,900	10,950	0
		第14階層	324,000円以上	354,000円未満	46,800	23,400	0	28,200	14,100	0	22,300	11,150	0
		第15階層	354,000円以上	397,000円未満	47,600	23,800	0	29,000	14,500	0	23,100	11,550	0
		第16階層	397,000円以上	415,400円未満	51,100	25,550	0	31,400	15,700	0	25,900	12,950	0
		第17階層	415,400円以上	445,000円未満	51,500	25,750	0	31,800	15,900	0	26,200	13,100	0
		第18階層	445,000円以上	475,400円未満	52,000	26,000	0	32,200	16,100	0	26,700	13,350	0
		第19階層	475,400円以上	505,400円未満	52,800	26,400	0	32,900	16,450	0	27,400	13,700	0
		第20階層	505,400円以上	535,400円未満	53,500	26,750	0	33,400	16,700	0	27,700	13,850	0
第21階層	535,400円以上		54,200	27,100	0	33,800	16,900	0	28,000	14,000	0		

備考

- この表の「3歳未満児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による保育の実施がとられた日（以下「保育実施日」という。）の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においてもその年度中に限り3歳未満児とみなす。
- この表の「3歳児」とは、保育実施日の属する年度の初日の前日において4歳に達していない児童（3歳未満児を除く。）をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においてもその年度中に限り3歳児とみなす。
- 市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯においてひとり親世帯等に該当する世帯については、同階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。
- 支給認定保護者と同一の世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担の月額、第1子（当該支給認定子どものうち、最年長のものをいう。）については、この表に掲げる第1子の金額、第2子（当該支給認定子どものうち、第1子を除く最年長の者をいう。）については、この表に掲げる第2子の金額、第1子及び第2子以外の子どもについては第3子以降の金額とする。
- 支給認定保護者と同一の世帯に属する支給認定子ども及び次の各号に該当する子どもがいる場合の利用者負担の月額は、これらの者のうち最年長のものが支給認定子どもであるときは、この表に掲げる第1子の金額、第1子を除く最年長の者が支給認定子どもであるときは、この表に掲げる第2子の金額、第1子及び第2子以外の子どもについては、第3子以降の金額とする。  
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども  
 (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に在籍する子ども  
 (3) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども  
 (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に在籍する小学校就学前子ども  
 (5) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満（当該世帯がひとり親世帯等の場合は、77,101円未満）の場合における特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。）
- この表のC階層の第1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C階層及びD階層における「市民税所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用しないものとする。
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、備考第6項により計算された税額を調整するものとする。